

**特定商取引に関する法律等  
の改正について  
(説明会配布資料)**

**平成16年9月**

**経済産業省**

## 目 次

はじめに	1
1. 法改正の背景と経緯	1
2. 現行の特定商取引法について	1
<主な法律改正の内容>	3
・ 行政規制の強化	3
1. 勧誘目的の明示の義務づけ	3
2. 不実告知に係る重要事項の明確化	6
3. 重要事項の故意の不告知の罰則担保による禁止	8
4. 販売目的を隠して公衆の出入りしない場所に誘い込んだ上での勧誘の禁止	10
5. 合理的な根拠を示す資料の提出	12
6. 報告徴収・立入検査の対象の拡大	14
・ 民事ルールの整備	17
1. クーリング・オフ妨害があった場合のクーリング・オフできる期限の延長	17
2. 不実告知、重要事項の故意の不告知があった場合の契約の意思表示の取消し	23
3. 中途解約・返品ルール	26
4. 抗弁権の接続	31

(注) 本資料は、簡易な概略説明を目的としたものであって、必ずしも厳密に法令の内容等を説明したものではありません。したがって、実際の事例への適用に際しては、条文を参照下さい。

はじめに

## 1. 法改正の背景と経緯

消費者取引に関する苦情相談は、年々増加してきている。平成14年度には、国民生活センターの「全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）」に約87万件（注）の苦情相談が寄せられた。その中で、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」）の規制対象である6つの取引形態（訪問販売、電話勧誘販売、通信販売、特定継続的役務提供、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引）に関するものは、約57万件と全体の6割以上を占めており、内容的にも、悪質な取引による高齢者、若年層を中心とするトラブルが懸念される状況となっている。

（注）平成15年度には、前年度比57%増加の約137万件となっている。

このような状況に対応するため、産業構造審議会消費経済部会及び割賦販売分科会は、法律改正をもって措置すべき事項について本年2月に報告書を取りまとめ、それを受け、政府内部において検討を行い、特定商取引に関する法律及び割賦販売法が改正されることとなった。改正の経緯及び今後のスケジュールは、以下の通り。

平成16年	3月10日	閣議決定
	4月16日	衆議院本会議において全会一致で可決
	4月28日	参議院本会議において全会一致で可決
	5月12日	公布
	11月11日	施行

## 2. 現行の特定商取引法について

特定商取引法は、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引といった消費者等のトラブルが多い6つの取引形態を対象として、事業者に対する行政規制と消費者を救済するための民事ルールを定め、消費者利益の保護等を図るための法律である。（参考1参照）

## 特定商取引に関する法律の概要

「特定商取引に関する法律」は、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型(※)を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律(旧称:訪問販売等に関する法律)。(注)消費者からの苦情相談のうち、本法対象の取引類型に関連するものが6割以上。

### 1. 本法律の対象となっている取引類型

#### ①消費者が自ら求めぬいのに、突然、勧誘を受ける)

1. 訪問販売  
自宅への訪問販売、アポイントメントセールス(電話等で販売目的を告げずに事務所等へ呼び出して販売)等

2. 電話勧誘販売  
電話で勧誘し、申込を受ける販売

#### (事業者と対面して商品や販売条件を確認できぬい)

3. 通信販売  
新聞、雑誌、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込を受ける販売

#### (長期・高額な負担を伴う)

4. 特定継続的役務提供  
長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額の対価を約する取引(現在、エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚情報サービス、パソコン教室の6役務が対象)

#### (ビジネスに不慣れた個人を勧誘する)

5. 連鎖販売取引  
個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の販売  
【悪質なマルチ商法を防止するための規制】

6. 業務提供誘引販売取引  
「仕事を提供するので収入が得られる」と誘引し、仕事(必要であるとして、商品等を買って金銭負担を負わせる取引)  
【悪質な内職・モニター商法を防止するための規制】

### 2. 法律の内容

#### ①行政規制

事業者に対して、消費者への適正な情報提供等の観点から、各取引類型の特性に応じて、以下の規制。違反に対しては、改善指示、業務停止の行政処分又は罰則。

##### i) 氏名等の明示の義務づけ

勧誘開始前に、事業者名などを消費者に告げることを義務づけ

##### iii) 広告規制

① 広告をする際には、重要事項を表示することを義務づけ  
② 虚偽・誇大な広告を禁止

##### ii) 不当な勧誘行為の禁止

不実告知(虚偽説明)、重要事項(価格・支払条件等)の故意の不告知や威迫困惑を伴う勧誘行為を禁止

##### iv) 書面交付義務

契約締結時などに、重要事項を記載した書面を交付することを義務づけ

#### ②民事ルール

消費者が意に反する契約により不当な損害を受けがたいよう、消費者による契約の解除を認め、また、事業者による法外な損害賠償請求を制限する等のルールを定める。

##### i) クーリング・オフ

契約後一定の期間(8日間等)、冷静に再考して、無条件で解約できる機会を消費者に与える制度

##### ii) 解約時の損害賠償制限等

特定継続的役務取引で、消費者が中途解約する際に、事業者が請求できる損害賠償額の上限を設定等

## < 主な法律改正の内容 >

### ．行政規制の強化

#### 1．勧誘目的の明示の義務づけ（特定商取引法3条（訪問販売）、33条の2（連鎖販売取引）、51条の2関係（業務提供誘引販売取引））

##### (1)改正の趣旨

近時、訪問販売において、点検商法等販売目的を隠して消費者にアプローチした上で販売勧誘を行うことによるトラブルが増加している。いわゆる点検商法等では、建物や水道の点検・検査等を装って居宅に上がり込み、勧誘が始められる。このように販売目的を隠してアプローチされ、なし崩し的に勧誘を受けることとなる消費者は、販売業者からの勧誘を受けるか否かの自由な判断を行う最初の重要な機会を奪われ、冷静な判断ができなくなる可能性が高い。

また、取引の内容が複雑な連鎖販売取引や業務提供誘引販売取引でも、「将来性のあるビジネスのセミナー」、「高額収入」等得られるであろう利益をうたって消費者を引きつける一方、ビジネスを始めるにあたって高額の商品購入等の負担があることを認識できないまま勧誘が開始された場合、訪問販売と同様に、消費者は、販売業者からの勧誘を受けるか否かの自由な判断を行う最初の重要な機会を奪われることになってしまう。

このため、訪問販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引において、勧誘をしようとする場合は、事業者に、その勧誘に先立って、勧誘目的であることを明示することを義務づけることとされた。

##### (2)トラブル事例

- ・「床下の無料点検サービスで回っております。」と水道業者風の男から訪問を受けた。無料ということなので点検を受けることにしたが、点検の後、「床下が湿っていて、すぐに床下換気扇を付けた方がいいです。ご近所もみなさん付けておられますよ。」と言われた。詳しく聞くうちに自分も心配になり、また、近所も付けているということだったので、100万円の床下換気扇をクレジット契約で購入してしまった。ところが、購入した床下換気扇は法外な価格であっただけでなく、そもそも設置の必要性が無かったこと、また、近所が付けているというのも嘘だと後で分かった。
- ・就職活動中に大学の友人から「将来性あるビジネスのセミナー」だと誘われ、説明会に参加したところ、「友達を誘ったりして頑張れば高収入可能」と言われ興味を持ち入会することにしたが、契約の段階になって20万円分の健康食品を一括購入する必要のあることが分かった。お金が無いといって断ろうとしたが、友人の誘いでもあり、説得されて断り切れなかった。最初にそんな高額な健康食品の

購入が義務づけられていることを聞いていれば、セミナーには参加しなかったのに、散々な目に遭ってしまった。

### (3)条文解釈

(訪問販売における氏名等の明示)

第三条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

販売業者等が、訪問販売しようとするときは、その相手方である消費者に対して自らの氏名又は名称及び商品等の種類を明らかにしなければならない、というのは現行法においても義務づけられているが、上記のとおり今回の法改正で、「勧誘に先立って」「契約の締結について勧誘をする目的である旨」についても明らかにすることが義務づけられた。

本条に違反すれば、改善指示(7条、38条、56条)や業務停止命令(8条、39条、57条)の対象となる。

#### 【解説】

「勧誘に先立って」

商品若しくは権利の販売又は役務の提供の目的で契約締結のための勧誘行為を始めるに先立って、の意味である。「勧誘行為」とは、「販売業者が顧客の契約締結の意思の形成に影響を与える行為」のことであり、「          を買いませんか。」等直接購入を勧める場合のほか、その商品を購入した場合の便利さを強調するなど客観的にみて顧客の購入意思の形成に影響を与えていると考えられる場合には「勧誘行為」に含まれる。

(連鎖販売取引における氏名等の明示)

第三十三条の二 統括者、勧誘者(統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者をいう。以下同じ。)又は一般連鎖販売業者(統括者又は勧誘者以外の者であつて、連鎖販売業を行う者をいう。以下同じ。)は、その統括者の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者の氏名又は名称(勧誘者又は一般連鎖販売業者にあつては、その連鎖販売業に係る統括者の氏名又は名称を含む。)、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品又は役務の種類を明らかにしなければならない。

## 【解説】

### 「特定負担を伴う取引についての契約」

連鎖販売取引や業務提供誘引販売取引は、取引の仕組みが複雑なため、それら取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を告げられても、取引に不慣れな個人は、自分がどのような取引についての勧誘を受けようとしているのか認識することが困難である。他方、勧誘に先立って、それら取引の内容を勧誘者等に説明させるのにも無理がある。このため、事業者は、勧誘に先立って、相手方に対して、自らの氏名又は名称、商品等の種類、及び金銭上の負担（特定負担）がある取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨を明らかにすることが義務づけられた。

## 2. 不実告知に係る重要事項の明確化（特定商取引法6条1項（訪問販売） 21条1項（電話勧誘販売） 44条1項関係（特定継続的役務提供））

### (1)改正の趣旨

特定商取引法では、勧誘に際して重要な事項について不実のことを告げる行為は禁止されており、違反すれば2年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はそれらの併科（70条）の対象となる。

これまでは、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供については、その重要な事項を、「契約に関する事項であって、顧客等の判断に影響を及ぼす重要なもの」と規定していた。しかし、不実告知に起因するトラブルが多いにもかかわらず、何が「重要な事項」か分かりにくいとの指摘があったことから、規制の実効性を高めるため、「重要な事項」を各号列記方式により詳細に規定することにより、構成要件の明確化が図られたものである。

その際、特にいわゆる点検商法等において、契約を結ぶ動機となる事項（例えば、「水道管が腐っている」など）に関する不実告知が大きな問題となっていることから、「顧客が契約の締結を必要とする事情に関する事項」を設けて、それが不実告知の対象となる「重要な事項」に該当することが明示的に規定された。

### (2)トラブル事例

- ・ 自宅への訪問販売を受け、「この地区は給水の関係で水がおいしくないし、汚れがひどく浄水場で塩素系の薬品を大量に使っているため、健康にも良くない。すぐに浄水器を付けた方がいいです。ご近所もみなさん付けておられますよ。」と言われた。業者が水道水に試薬を入れたら水が黄色に変色し、健康にも良くないということであったし、近所も付けているということだったので、浄水器を購入したが、町内会の会合で話したところ浄水器を付けた人は誰もいなかった。（現行法では、「健康に良くない」、「近所が設置している」ことが「顧客等の判断に影響を及ぼす重要なもの」に該当することが必ずしも明確でないとの指摘があったが、改正法では、「顧客が契約の締結を必要とする事情に関する事項」に該当することが明白。）

### (3)条文解釈

#### (禁止行為)

第六条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして経済産業省令で定める事項
- 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第九条第一項から第七項までの規定に関する事項を含む。）
- 六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

1号は、商品等の価値を判断する要素となる事項である。

2号～4号は、取引条件に関する事項である。

5号は、クーリング・オフに関することを含む、契約の解除に関する事項である。

6号は、契約を結ぶ動機となる事項である。

このほか、7号として、その他顧客等の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項が規定されている。

6条1項1号の省令（特定商取引法施行規則）は、以下のとおり。

#### (訪問販売における重要事項)

第六条の二 法第六条第一項第一号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 商品の効能
- 二 商品の商標又は製造者名
- 三 商品の販売数量
- 四 商品の必要数量
- 五 役務又は権利に係る役務の効果

### 3. 重要事項の故意の不告知の罰則担保による禁止（特定商取引法6条2項（訪問販売）、21条2項（電話勧誘販売）、44条2項関係（特定継続的役務提供））

#### (1)改正の趣旨

連鎖販売取引や業務提供誘引販売取引においては、勧誘に際して、商品の性能・価格・数量や役務の内容等といった重要な事項をわざと告げない行為を罰則担保により禁止しているが、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供においては、そのような行為は禁止されてはいるものの罰則担保とはなっておらず、行政処分の対象に止まっていた。しかし近時、この重要事項の故意の不告知に係る深刻なトラブルが増加していることから、このような悪質商法による被害を防止するため、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供においても重要な事項をわざと告げない行為が罰則担保により禁止された。

#### (2)トラブル事例

訪問販売で床下換気扇を購入することとしたが、その換気扇の換気能力について告げられなかったために、本来三台取り付ければ十分な広さの床下に、十台の購入を契約させられてしまった。

#### (3)条文解釈

（禁止行為）

第六条（略）

2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。

3・4（略）

#### **【解説】**

「前項第一号から第五号までに掲げる事項」

この規定は、告げないという不作為を禁止するものであるため、規制対象となる重要な事項は、不実告知に係る対象事項のうち、その不告知が顧客等の判断に特に影響を及ぼす、商品等の価値を判断する要素となる事項（1号）取引条件に関する事項（2～4号）及び契約の解除に関する事項（5号）に限定されている。

なお、1項6号及び7号に該当する事項については、これまでどおり、行政処分（改善指示等）の対象とされている。

「故意に事実を告げない行為」

「故意」とは、「当該事実が当該購入者等の不利益となるものであることを知っており」、かつ、「当該購入者等が当該事実を認識していないことを知ってること」をいう。「故意に事実を告げない行為」をもって足り、相手方が錯誤に陥り、契約を締結し又は解除を行わなかったことは必要としない。

本項に違反すれば、不実告知と同じく2年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はそれらの併科(70条)の対象となる。

#### 4．販売目的を隠して公衆の出入りしない場所に誘い込んだ上での勧誘の禁止（特定商取引法6条4項（訪問販売）、34条4項（連鎖販売取引）、52条3項関係（業務提供誘引販売取引））

##### (1)改正の趣旨

近時、販売に係る契約についての勧誘をするためであることを告げずに、営業所等以外の場所において呼び止めて同行させる等により誘引した消費者を、公衆の出入りしない場所に誘い込み、高額な商品の販売等の勧誘を行うアポイントメント・セールス等によるトラブルが増加している。

これは、消費者が、事業者による誘引に応じて来訪したという経緯の下で、事業者によって誘い込まれた公衆の出入りしない場所という心理的圧迫を受ける状態で、心の準備がないままに勧誘されることとなるため、必ずしも特定商取引法上の違法行為である不実告知や威迫困惑による勧誘が行われなくても、冷静な判断ができずに不本意に契約を結んでしまうためであると考えられる。このような販売勧誘方法については、多くの自治体が条例で規制している。

このため、訪問販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引において、販売契約の締結について勧誘する目的を告げずに、公衆の出入りしない場所に誘い込んだ消費者に対する勧誘が禁止された。

##### (2)トラブル事例

- ・娘が、繁華街の路上で若い男性に「新製品を差し上げますので、美容に関するアンケートに御協力をお願いします」と声をかけられ、「寒いので中に入りましょう」と言われ、営業所の中の個室に連れて行かれた。アンケートに回答していたら、白衣の専門医風の人が出てきて、「無料で肌のチェックをしてあげる」と言うなり高価そうな測定器械を使って肌の検査をされた。検査後、ディスプレイで肌の拡大写真を見せられ、「すごくガサガサしている。」などと言われ、とても不安な気持ちになっているところに、美容部員が「私はこの家庭用美顔器と化粧品を毎日風呂上がりに使っているけど、すごく調子がいいですよ。半年で肌の状態がずっと良くなります。今日なら特別価格の80万円で買えますよ。」と勧誘され、業者に言われるまま、クレジット契約で家庭用美顔器と化粧品を購入してしまった。

##### (3)条文解釈

（禁止行為）

第六条（略）

2・3（略）

4 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等以外の場所にお

いて呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

【解説】

「営業所等以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、」

「営業所等以外の場所において呼び止めて同行させた」とは、いわゆるキャッチセールスによる誘引方法のことである。

「その他政令で定める方法により誘引した」については、販売勧誘目的を隠した形態での誘引方法として、政令（特定商取引法施行令）第1条第1号に、いわゆるアポイントメント・セールス等の誘引方法が規定されていることから、政令第3条の2に同様の規定が置かれた。

（勧誘目的を告げない誘引方法）

第三条の二 法第六条第四項、第三十四条第四項及び第五十二条第三項の政令で定める方法は、電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、若しくはビラ若しくはパンフレットを配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることにより、又は住居を訪問して、営業所その他特定の場所への来訪を要請する方法とする。

「公衆の出入りする場所以外の場所において」

不特定多数の一般人が自由に出入りしない場所において、の意味である。具体的にどのような場所が該当するかについては、個々のケースにおいて実態に即して判断されることとなるが、例えば、事業者の事務所、ホテルの部屋や会議室、カラオケボックス等は該当するものと考えられる。

本項に違反すれば、6ヶ月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金又はそれらの併科（71条）の対象となる。

5.合理的な根拠を示す資料の提出(特定商取引法6条の2(訪問販売)、12条の2(通信販売)、21条の2(電話勧誘販売)、34条の2、36条の2(連鎖販売取引)、43条の2、44条の2(特定継続的役務提供)、52条の2、54条の2(業務提供誘引販売取引))

(1)改正の趣旨

商品・役務の「効能」・「効果」等に関して、虚偽・誇大な広告や勧誘に遭い、商品の購入等の契約をしたものの実際に広告や勧誘にあったような「効能」・「効果」等が得られないといったトラブルが増加している。このような虚偽・誇大な広告や勧誘は特定商取引法によって禁止されているが、「効能」・「効果」が存在しないことについて、専ら行政庁が科学的・客観的分析や専門機関での実証実験等により裏付けを固めなければならず、そのために多大な時間を要するものが多いことから、その間に消費者被害の拡大が懸念される状況にあった。

このため、虚偽・誇大な広告や勧誘を行っている疑いのある事業者に対して「効能」・「効果」等の裏付けとなる合理的な根拠資料の提出を求められるよう措置するとともに、当該資料が提出されない場合には、虚偽・誇大な広告や勧誘に該当して特定商取引法上の違反行為とみなし、改善指示等行政処分の対象とし得ることとされた。

(2)トラブル事例

- ・ 瘦身効果を売り物にするクリームの通信販売において、事業者が、広告に出している瘦身効果を裏付ける合理的な根拠もなく当該クリームを販売している場合でも、現在では、事案調査の過程において、行政庁側で、当該クリームを試買し、成分等の内容について科学的見地からの専門家(大学教授等)の意見を聞くとともに、専門的な試験機関に依頼して、実際に当該クリームを使用する実使用試験を行うことで得られたデータを客観的に分析することを通じて、当該クリームに瘦身効果がないことを違反事実として立証しなければならない。このため、調査に長期間を要しているのが実態であり、迅速な対応をとることが著しく困難なものとなっている。

(3)条文解釈

(合理的な根拠を示す資料の提出)

第六条の二 主務大臣は、前条第一項第一号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該販売業者又は当該役務提供事業者に対し、期間を定めて、当該告げた事項の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該販売業者又は当該役務提供事業者が当該資料を提出しないときは、次条及び第八条第一項の規定の適用については、当該販売業者又は当該役務提供事業者は、同号に掲げる事項につき不実のことを告げる行為をしたものとみなす。

本規定の法解釈・運用については、同様に規定している景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）4条2項のそれと基本的に異なることはないものと考えている。

## 【解説】

### 「前条第一項第一号に掲げる事項につき」

販売業者等による不実告知において、告げる以上は当然、合理的な根拠を保持して、然るべき事項（性能、効能、品質、効果等）につき適用することとした。例えば、トラブル事例にあるようなクリームの販売において、その痩身効果を告げる場合等が該当する。（6条1項1号参照）

また、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引においては、得られる根拠のない利益を過大に誇張され取引に入ってしまうといったトラブルも見受けられるため、特定利益及び業務提供利益についても本条の対象とすることとした。（34条の2、36条の2、52条の2、54条の2参照）

### 「期間を定めて」

公正取引委員会が公表している運用指針と同様、15日間を原則とすることで検討中である。

### 「合理的な根拠を示す資料」

提出資料が客観的に実証された内容のものであること、  
及び  
勧誘に際して告げられた、又は広告において表示された性能、効果等と提出資料  
によって実証された内容が適切に対応していること  
の双方の要件を満たすことが必要である。

### 「次条及び第八条第一項の規定の適用については、」

本規定は、指示（7条、14条、22条、38条、46条、56条）及び業務停止命令（8条、15条、23条、39条、47条、57条）を行う場合に適用される。

## 6. 報告徴収・立入検査の対象の拡大（特定商取引法66条関係）

（対象取引：訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引）

### (1)改正の趣旨

特定商取引法において、報告徴収・立入検査の対象は、規制対象事業者（販売業者、役務提供事業者、連鎖販売取引における統括者・勧誘者・一般連鎖販売業者、及び業務提供誘引販売業を行う者）に限られている。しかし、実際には、例えば、業務提供誘引販売取引における業務提供事業者や、特定継続的役務提供における関連商品の販売業者等は、規制対象事業者ではないが、取引に密接に関わっている場合も多く、特定商取引法上の違反事実の立証のためには、これらの規制対象事業者と密接な関係を有する一定の事業者に対しても報告徴収・立入検査を行うことが必要な場合がある。このため、規制対象事業者と密接な関係を有する一定の事業者に対しても報告徴収・立入検査を行い得ることとするなどの措置が講じられた。

### (2)トラブル事例

・業務提供誘引販売取引において、在宅ワークのための教材を販売する事業者（業務提供誘引販売業者）と、パソコンでデータ入力等の在宅ワークを提供する事業者（業務提供事業者）とが別会社になっている場合、業務提供誘引販売業者が勧誘時や広告において行っている不実告知や誇大・虚偽表示を立証していくためには、業務提供事業者に対して、顧客に対して実際にどの程度の収入が得られる業務を提供しているか等の実際の取引実態を把握することが必要な場合がある。

### (3)条文解釈

（報告及び立入検査）

第六十六条（略）

2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告をさせ、又はその職員に、密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、販売業者等と特定商取引（通信販売に係る取引を除く。以下この項において同じ。）に関して取引する者に対し、特定商取引に係る契約に基づく当該販売業者等の債務又は特定商取引に係る契約の解除によつて生ずる当該販売業者等の債務に関し参考となるべき報告又は資料の提出をさせることができる。

4～6（略）

66条2項に規定する政令（特定商取引法施行令）は以下のとおり。

（密接関係者）

第十七条の二 法第六十六条第二項の政令で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 法第四十八条第二項に規定する関連商品の販売を行う者
- 二 業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者
- 三 法第六十六条第一項に規定する販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて、顧客（電話勧誘顧客を含む。）若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方又は業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者

**【解説】**

「関連商品の販売を行う者」

特定継続的役務の提供に際し、消費者が購入する必要がある商品として政令で定めた商品（関連商品）の販売を行う者である。

例えば、エステ業者が勧誘に際して、「このコースで効果を得るためには、お肌をいつも清潔に保つ効果を持っている 社が提供している化粧品が必要。」などと説明して関連商品をあっせんしていたが、当該化粧品にそのような効果があることが疑わしいような場合、エステ業者への報告徴収等のみでは違反事実の立証が困難であるため、関連商品販売業者である 社へ報告徴収等を行うことが違反事実の立証に必要なことがある。

「業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者」

トラブル事例にも挙げたとおり、業務提供誘引販売取引において物品の購入者等が利用する業務を提供する者のことである。

「販売業者等が行う特定商取引に関する事項であつて、顧客（電話勧誘顧客を含む。）若しくは購入者若しくは役務の提供を受ける者、連鎖販売取引の相手方又は業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者」

例えば、いわゆる点検商法において、無料で床下点検をして、点検後に「このままでは柱が腐って家が倒れてしまう。優良な業者（ 社）を紹介するから、床下換気扇を付けた方がいい。」等と不実のことを告げる点検業者と、実際に床下換気扇を販売した販売業者が別業者であった場合、点検業者に報告徴収等を行い、点検業者と販売業者が実質上一体となって勧誘・販売活動を行っていたことを明らかにすることが、特定商取引法上の規制対象事業者である販売業者の不実告知を立証するために必要

なことがある。

「販売業者等と特定商取引(通信販売に係る取引を除く。以下この項において同じ。)に関して取引する者」(3項)

販売業者等と消費者の間の通信販売を除く特定商取引(：具体的には、訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引)に関して、その販売業者等と取引をする者のことである。

「特定商取引に係る契約に基づく当該販売業者等の債務」(3項)

商品の引渡し等のことであるが、当事者間でその販売業者の債務に関する特約が存在すれば、それに基づく債務も含まれる。

「特定商取引に係る契約の解除によつて生ずる当該販売業者等の債務」(3項)

消費者がクーリング・オフを行使した場合等の契約の解除によって生ずる販売業者等の原状回復義務のことであり、具体的には、受領済みの金銭の返還義務等である。

## ．民事ルールの整備

### 1．クーリング・オフ妨害があった場合のクーリング・オフできる期限の延長（特定商取引法9条（訪問販売）、24条（電話勧誘販売）、40条（連鎖販売取引）、48条（特定継続的役務提供）、58条（業務提供誘引販売取引））

#### (1)改正の趣旨

クーリング・オフとは、契約後一定の期間（訪問販売、電話勧誘販売及び特定継続的役務提供においては8日間、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引においては20日間）冷静に再考して無条件でその契約の解除等ができる機会を消費者に与える制度である。

しかしながら、制度の趣旨に反し、事業者が嘘を言うなどして消費者のクーリング・オフの行使を妨害するといった悪質なトラブルが存在する。消費者のクーリング・オフの行使を妨害するこのような事業者の行為は、特定商取引法において罰則をもって禁止されており、違反すれば2年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はそれら併科（70条）の対象となる。しかし、事業者の違法行為は、必ずしもそれによって生じた法律関係の民事上の効力に影響を及ぼすものではないため、事業者の違法な妨害行為を受けたことによりクーリング・オフしなかった消費者でも、法律所定の期間（8日又は20日）を経過するとクーリング・オフすることができなくなってしまう状況にあった。このような事態は、クーリング・オフという制度を設けた趣旨を損なうものであり、クーリング・オフ妨害という悪質行為によって被害を受けた消費者の救済を図るための措置が求められていた。

そこで、今回の法改正では、事業者が、消費者のクーリング・オフを妨害するため不実告知又は威迫を行い、それによって消費者が誤認又は困惑してクーリング・オフを行わなかった場合には、その消費者は、法律所定の期間（8日又は20日）を経過した場合であってもいつでもクーリング・オフできるとされた。ただし、法律関係の安定性の確保にも配慮して、その事業者がクーリング・オフできる旨を記載した書面を改めて交付し、それから法律所定の期間（8日又は20日）を経過すると、その消費者はクーリング・オフをすることができなくなることとされた。

#### (2)トラブル事例

- ・街頭で「絵の展示会を見ていかないか」と誘われて、執拗に勧誘されたため、その場から逃れたい一心で数十万円の絵の購入契約を結んだ。契約では「当該書面を受領した日を含めて8日間はクーリング・オフすることができる」旨の契約書面が事業者から交付されたが、契約の際に販売員から、「これは8年ローンという特別な枠を使った支払方法なので、クーリング・オフできない。」と言われた。しかし一月後、やはりとても代金を払えないと思って、消費者センターに行ってみると、クーリング・オフできないという業者の説明がウソだとわかった。

- ・知人から絶対儲かるという社会人のビジネスサークルへの出席を誘われ軽い気持ちで参加した。会場ではそのビジネスの将来性について熱く盛り上がり、説得されて連鎖販売取引についての契約を結んだが、後でやはり自分にはやっていけないと思って、契約時の書面にあるとおりクーリング・オフを自分の上位者となった知人に相談した。ところが、知人は解約を認めず、上位の仲間を何人が引き連れて押しかけて来て自宅の周りで騒いだ。このままでは何をしだすかわからないと怖くなり、近所の人にも迷惑がかかると思いクーリング・オフを諦めた。

### (3)条文解釈

(訪問販売における契約の申込みの撤回等)

第九条 ……者(以下この条及び次条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。

- 一 申込者等が第五条の書面を受領した日(その日前に第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日)から起算して八日を経過したとき。ただし、申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第六条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が経済産業省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過したとき。

二・三 (略)

2～8 (略)

本規定は、先述のとおり、

)事業者の側に不実告知又は威迫行為により消費者のクーリング・オフを妨害する行為があつた場合であつて、

)当該妨害行為により、消費者が誤認又は困惑してクーリング・オフを行わなかつたときは、

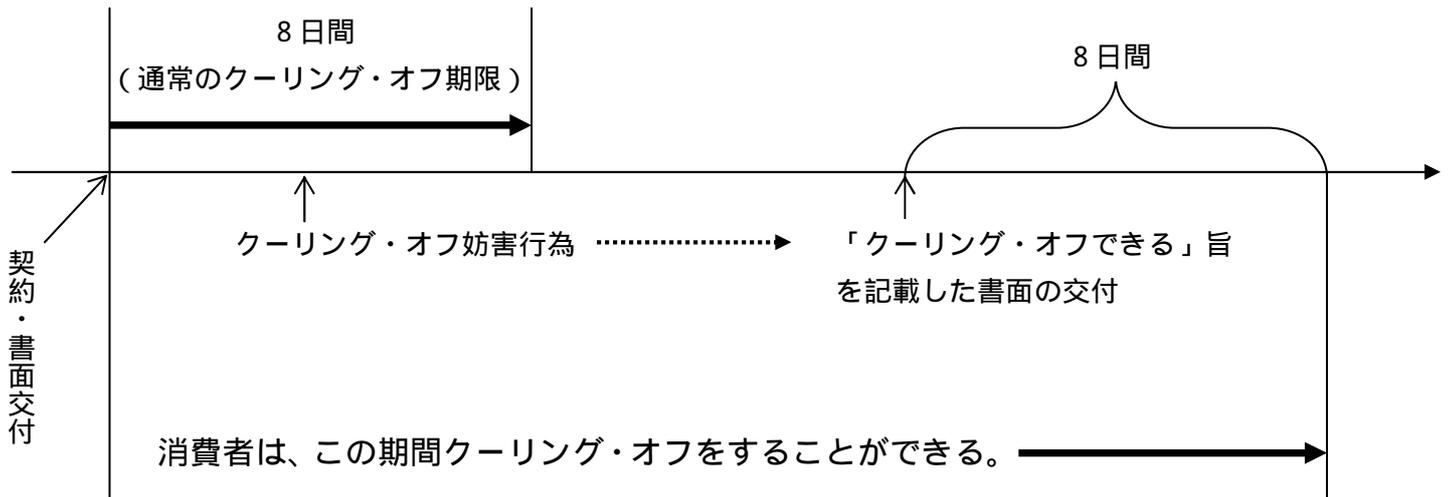
)クーリング・オフ妨害行為を行った当該事業者が自ら、それによりクーリング・オフを行わなかつた当該消費者に対して、「クーリング・オフできる」旨を記載した書面を、経済産業省令(特定商取引法施行規則)の規定する方法に従つて交付してから所定の期間(8日又は20日)を経過するまで、

)当該消費者は、クーリング・オフすることができる、

とするものである。

すなわち、原則、上記 ) 及び ) の要件に該当する場合は、消費者はいつでもクーリング・オフをすることができる。事業者は、上記 ) の書面を所定の方法で交付すれば、それから法律所定の期間 ( 8 日又は 20 日 ) 経過することでクーリング・オフの期限を改めて設定することができる。

本規定が適用される一場面を例示的に図解すると以下の通り。(訪問販売の場合)



【解説】

「経済産業省令で定めるところにより・・・交付した」  
 経済産業省令 ( 特定商取引法施行規則 ) では以下のとおり規定している。

( 契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付 )

第七条の二 法第九条第一項第一号の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 二 法第九条第一項第一号の規定に基づき、当該書面を受領した日から起算して八日を経過するまでは、書面により売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除を行うことができること。
- 三 法第九条第二項から第七項までの規定に関する事項
- 四 販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- 五 売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結を担当した者の氏名
- 六 売買契約又は役務提供契約の申込み又は締結の年月日
- 七 商品名及び商品の商標又は製造者名
- 八 商品の型式又は種類 ( 権利又は役務の場合にあつては、当該権利又は当該役務の種類 )
- 九 商品の数量

- 2 書面には日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いなければならない。
- 3 書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。
- 4 前三項の規定により交付する書面は、様式第一によること。
- 5 販売業者又は役務提供事業者は、法第九条第一項第一号の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

4項「前三項の規定により交付する書面は、様式第一によること。」

1項から3項までの規定に従って交付する書面は、様式第一のとりの書面でなくてはならない。（参考2参照）

#### 5項の趣旨

一度、不実告知や威迫といったクーリング・オフ妨害行為を受けた消費者は、クーリング・オフできないと思い込んでいることも多く、「依然としてクーリング・オフできる」旨が記載された書面をただ交付されただけでは、このような消費者の十分な救済とはならない。そこで、事業者は、上記書面を交付するとすぐに、消費者がその書面を見ていることを確認した上で、「これから8日経過するまではクーリング・オフできる」こと等を消費者に告げなければならないこととしたものである。

様式第一（第七条の二及び第二十三条の二関係）

特定商取引に関する法律第九条第一項に基づく  
クーリング・オフ妨害の解消のための書面

この書面は、下記の契約につきクーリング・オフを妨げるために  
販売業者が不実のことを告げ、又は威迫したことにより、クーリン  
グ・オフ期限が到来していないことをお知らせするものです。

- (1)この書面を受領してその内容について説明を受けた日から8日  
を経過するまでは、書面によりクーリング・オフできます。
- (2)クーリング・オフの効力は、書面を発した時から生じます。
- (3)その際、販売業者は一切の損害賠償又は違約金の支払いを請求す  
ることができません。
- (4)商品の引取りに要する費用は販売業者の負担になります。
- (5)商品の代金が既に支払われているときは、販売業者は速やかにそ  
の全額を返還しなければなりません。

<クーリング・オフの対象となる契約>

契約者名 :  
契約締結日 :  
契約内容 :  
契約金額 :

販売業者の名称  
住所  
電話番号  
担当者氏名

印

クーリング・オフ妨害があった場合のクーリング・オフできる期限の延長の制度と  
書面記載事項について

本制度の存在を消費者に情報提供するため、書面記載事項とすることとした。(以下の特定商取引法施行規則参照)

第六条 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面に記載する法第四条第四号に掲げる事項については、次項及び第四項に規定する場合を除き、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる内容を記載しなければならない。

<p>一 商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項</p>	<p>イ 法第五条の書面を受領した日(その日前に法第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日)から起算して八日を経過するまでは、<u>申込者等(法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第七条の二において同じ。)</u>は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。</p> <p>ロ <u>イに記載した事項にかかわらず、申込者等が、販売業者が法第六条第一項の規定に違反して商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は販売業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行わなかつた場合には、当該販売業者が交付した法第九条第一項第一号の書面を当該申込者等が受領した日から起算して八日を経過するまでは、当該申込者等は、書面により当該契約の申込みの撤回又は契約の解除を行うことができること。</u></p> <p>ハ～ヘ (略)</p>
<p>以下(略)</p>	<p>以下(略)</p>

## 2. 不実告知、重要事項の故意の不告知があった場合の契約の意思表示の取消し（特定商取引法9条の2（訪問販売）、24条の2（電話勧誘販売）、40条の3（連鎖販売取引）、49条の2（特定継続的役務提供）、58条の2関係（業務提供誘引販売取引））

### (1)改正の趣旨

特定商取引法では、事業者が勧誘に際して不実告知や重要事項の故意の不告知を行うことを罰則による担保をもって禁止している。先述のとおり、事業者の違法行為は、必ずしもそれによって生じた法律関係の民事上の効力に影響を及ぼすものではないため、消費者は、不実告知や重要事項の故意の不告知といった違法な勧誘を受けて契約を結んでしまった場合でも、民法の詐欺や消費者契約法の不実告知等の要件を充足しない限り当該契約に拘束され、高額な商品を購入しなければならなくなるなど、消費者被害の十分な救済がなされているとは言い難い状況にあった。

このような悪質商法によって被害を受けた消費者の救済を図るため、今回の法改正では、特定商取引法において禁止されている不実告知や重要事項の故意の不告知を受け、それによって誤認して契約を結んでしまった消費者は、民法の詐欺や消費者契約法によってはその契約に係る意思表示を取り消せない場合でも、それを取り消して、商品の購入等の義務から解放されることができるとされた。具体的には、民法の詐欺の立証に必要な事業者の「二重の故意（注）」が不要となり、また、消費者契約法では取り消すことのできない「契約を結ぶ動機となる事項」に係る不実告知（ 1 . (2)参照）が取消しの対象とされ、更に、形式上は事業者間の契約となるため消費者契約法では取り消すことが困難とされていた連鎖販売契約及び業務提供誘引販売契約が取消しの対象とされた。

（注）「相手方を欺罔して錯誤におとし入れようとする故意」及び「その錯誤によって意思表示をさせようとする故意」のこと。

### (2)トラブル事例

- ・販売員から「市販の台所洗剤は毒性が強いため、下水処理しても河川を汚染してしまうが、天然成分だけを使った環境に優しい洗剤がある。」と言われた。日頃から化学物質の安全性に関心が高かったこともあって、その洗剤の販売を行っている会社と契約し、自分も販売員になることにした。10万円で商品代金と入会金とを払い、使ってみたところ、今までの洗剤を使っていたときよりも手荒れがひどくなってしまった。そこで、洗剤の成分を調べてもらったところ、天然成分だけでできているというのは嘘で、市販されているものよりも多くの化学物質が使われていた。
- ・「無料で屋根の耐震診断をする。」と業者が来訪した。屋根の点検から戻ってきた後で、ビデオの画像を示しながら、「この状態では台風が来たら倒れてしまう。」

至急工事をする必要がある。本来なら300万円だが、今なら特別に200万円で請け負ってあげる。」というので、不安になってしまって契約を結んでしまった。数週間後、ビデオの映像が自宅の屋根でないことに気づいた。

### (3)条文解釈

(訪問販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第九条の二 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 第六条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 第六条第二項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

2 前項の規定による訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

3 第一項の規定は、同項に規定する訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

4 第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から六月間行わないときは、時効によつて消滅する。当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

本規定は、先述のとおり、

）事業者の勧誘行為の中に、特定商取引法で禁止されている不実告知又は重要事項の故意の不告知があり、

）それによつて消費者が誤認して契約の申込み又は承諾の意思表示をした場合には、

）当該消費者は、その申込み又は承諾の意思表示を取り消すことができる、とするものである。

### 【解説】

「当該告げられた内容が事実であるとの誤認」（1項）

「誤認」とは、違うものをそうだと誤って認めることをいう。例えば、白蟻駆除を

行っている事業者が、住居への訪問販売で、実際には白蟻がいないにもかかわらず、消費者に対して「この家は白蟻に侵されており、このままでは倒れてしまう。」と告げ、その消費者が「自分の家が白蟻に侵されている」という認識を抱いた場合には、その消費者は「誤認」しているといえる。

#### 「当該事実が存在しないとの誤認」(1項)

例えば、床下換気扇の訪問販売を行っている事業者が、住居への訪問販売で床下換気扇を販売する際に、当該住居にとっては3台設置すれば十分のところを、そういった適正設置台数については何も告げずに10台分の販売契約書を差し出し、それを見せられた消費者が適正設置台数は10台であると認識した場合、その消費者は「誤認」しているといえる。

#### 「これを取り消すことができる。」(1項)

契約に係る申込み又はその承諾の意思表示が取り消された場合には、その契約は無効となり、当初からなかったことになる。その行使方法、効果等については、本法に特段の定めがないかぎり、「取消し」に関する民法の規定による。

契約に係る意思表示が取り消された場合、その効果として民法の一般原則により両当事者はそれぞれ不当利得の返還義務を負うことになる。事業者が既に代金を受領している場合には、それを消費者に返還しなければならないとともに、商品の引き渡し等が既にされていれば、消費者はその商品等を事業者に返還する義務を負うこととなる。

#### 「善意の第三者」(2項)

当事者(当該契約に係る消費者及び販売業者等)及びその包括承継人以外の者で、当該契約が結ばれたことによって生じた法律関係に対して、意思表示の取消しを主張する者と矛盾する権利関係を新たに持つに至った者であって、当該契約が、本条に規定されている誤認による意思表示によって結ばれたものであることを知らない者である。

#### 「対抗することができない。」(2項)

当該契約の取消しの効果を主張することができないということである。

### 3. 中途解約・返品ルール（特定商取引法40条の2（連鎖販売取引））

#### (1)改正の趣旨

近時、連鎖販売取引において、ビジネスの経験のない大学生、主婦等が巧みな勧誘を受け、自分も商品の販売等をして儲けることができると思って連鎖販売契約を結び組織に入会したものの、結局商品を売ることができずに大量の在庫を抱えさせられてしまうといったトラブルが増加している。

このため、今回の法改正では、このようなビジネスに不慣れな消費者の救済を図るため、連鎖販売取引に中途解約・返品ルールを規定することとされた。

#### (2)トラブル事例

- ・子供の幼稚園で知り合った友人にホームパーティに誘われて出かけた。そこで「すごく良い化粧品がある」と勧められ、会員になりさらに会員を紹介すると報奨金がもらえるので会員になった方が良いと言われて、その化粧品販売の連鎖販売組織に入会した。入会の際、一式40万円の化粧品セットが必要と言われたため購入した。その後、販売活動を行ってみたが、義理で少量購入してくれる人は居ても誰も会員になってくれないし、毎月購入のノルマを課せられて在庫が200万円近くになってしまった。サラ金の借金がある上、周囲の友人からも敬遠され、大切な人間関係も壊してしまった。退会して、在庫の化粧品セットだけでも返品したいと思っているのだが、会社から「返品は一切認めない。」と言われたため困っている。

#### (3)条文解釈

第四十条の二 連鎖販売加入者は、第三十七条第二項の書面を受領した日から起算して二十日を経過した後（連鎖販売加入者が、統括者若しくは勧誘者が第三十四条第一項の規定に違反し若しくは一般連鎖販売業者が同条第二項の規定に違反して前条第一項の規定による連鎖販売契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は統括者、勧誘者若しくは一般連鎖販売業者が第三十四条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに前条第一項の規定による連鎖販売契約の解除を行わなかつた場合には、当該連鎖販売加入者が、その連鎖販売業に係る統括者、勧誘者又は一般連鎖販売業者が同項の経済産業省令で定めるところにより同項の規定による当該連鎖販売契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して二十日を経過した後）においては、将来に向かつてその連鎖販売契約の解除を行うことができる。

2. 前項の規定により連鎖販売契約が解除された場合において、その解除がされる前に、連鎖販売業を行う者が連鎖販売加入者（当該連鎖販売契約（取引条件の変更に係る連鎖販売契約を除く。）を締結した日から一年を経過していない者）に限る。以

下この条において同じ。)に対し、既に、連鎖販売業に係る商品の販売(そのあつせんを含む。)を行つているときは、連鎖販売加入者は、次に掲げる場合を除き、当該商品の販売に係る契約(当該連鎖販売契約のうち当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の販売に係る部分を含む。以下この条において「商品販売契約」という。)の解除を行うことができる。

一 当該商品の引渡し(当該商品が施設を利用し又は役務の提供を受ける権利である場合にあつては、その移転。以下この条において同じ。)を受けた日から起算して九十日を経過したとき。

二 当該商品を再販売したとき。

三 当該商品を使用し又はその全部若しくは一部を消費したとき(当該連鎖販売業に係る商品の販売を行つた者が当該連鎖販売加入者に当該商品を使用させ、又はその全部若しくは一部を消費させた場合を除く。)

四 その他政令で定めるとき。

3 連鎖販売業を行う者は、第一項の規定により連鎖販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、契約の締結及び履行のために通常要する費用の額(次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、当該額に当該各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額を加算した額)にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を連鎖販売加入者に対して請求することができない。

一 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る商品の引渡し後である場合 次の額を合算した額

イ 引渡しがされた当該商品(当該連鎖販売契約に基づき販売が行われたもの限り、前項の規定により当該商品に係る商品販売契約が解除されたものを除く。)の販売価格に相当する額

ロ 提供された特定利益その他の金品(前項の規定により解除された商品販売契約に係る商品に係るものに限る。)に相当する額

二 当該連鎖販売契約の解除が当該連鎖販売取引に伴う特定負担に係る役務の提供開始後である場合 提供された当該役務(当該連鎖販売契約に基づき提供されたものに限る。)の対価に相当する額

4 連鎖販売業に係る商品の販売を行つた者は、第二項の規定により商品販売契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を当該連鎖販売加入者に対して請求することができない。

一 当該商品が返還された場合又は当該商品販売契約の解除が当該商品の引渡し前である場合 当該商品の販売価格の十分の一に相当する額

二 当該商品が返還されない場合 当該商品の販売価格に相当する額

5 第二項の規定により商品販売契約が解除されたときは、当該商品に係る一連の連鎖販売業の統括者は、連帯して、その解除によつて生ずる当該商品の販売を行つた者の債務の弁済の責めに任ずる。

- 6 前各項の規定に反する特約で連鎖販売加入者に不利なものは、無効とする。
- 7 第三項及び第四項の規定は、連鎖販売業に係る商品又は役務を割賦販売により販売し又は提供するものについては、適用しない。

本規定は、

- ) 連鎖販売契約を結んで組織に入会した個人は、いつでもその連鎖販売契約を解約して組織から退会できることとし、
  - ) そのようにして退会した個人は、
    - ア．入会后1年未満であること、
    - イ．引渡しを受けてから90日未満の商品であること
    - ウ．商品を再販売していないこと
    - エ．商品を使用又は消費していないこと（商品の販売を行った者がその商品を使用又は消費させた場合を除く。）
    - オ．自らの責任で商品を滅失又はき損していないこと
- という一定の条件の下、商品販売契約を解除し、その商品を返品して購入価格の90%相当額の返金を受けることができる、
- こととするものである。

なお、商品販売契約を解除したものの、その相手方が所在不明又は無資力等であった場合には、商品販売契約を解除した個人は、上記債務の弁済（購入価格の90%相当額の返金）を統括者に対して請求することができる。

## 【解説】

### 1項の趣旨

クーリング・オフ期間の経過後も、連鎖販売契約の期間内であれば、連鎖販売加入者は、将来に向かって連鎖販売契約を解除できることとする法定解除権を規定するものである。

なお、本条の規定は、事業者の債務不履行等の場合において、契約の相手方たる個人が民法等の規定に基づき契約を解除することを妨げるものではない。

### 「将来に向かって」

中途解約の効果が遡及しないことを意味する。

### 2項の趣旨

1項の規定に基づき連鎖販売契約が解除された場合においては、一定の条件の下、その連鎖販売契約が解除されるまでに締結した商品販売契約についても解除を行うことができる旨を規定したものである。

「連鎖販売加入者（当該連鎖販売契約・・・を締結した日から一年を経過していない者に限る。以下この条において同じ。）」

本規定の趣旨は、取引に不慣れな個人が大量の在庫を抱えてしまうことによるトラブルを防止することであり、また、本規定は、一度有効に成立した商品販売契約を一定の条件はあるものの遡及的に無効にするという重大な法効果を伴うものであることから、ルールの適用対象を、連鎖販売契約を締結して販売組織に入会してから一年を経過していない者に限ったものである。

「（取引条件の変更に係る連鎖販売契約を除く。）」

取引条件の変更に係る連鎖販売契約を対象から除いたのは、連鎖販売契約が取引条件の変更に伴って販売組織に入会後も再度締結されるものであることから、本ルールの対象となる取引に不慣れな個人を「その販売組織入会后一年を経過していないもの」とするという趣旨を貫徹するためである。

「次に掲げる場合を除き、」

先述の要件に該当すれば、第一号から第四号までのいずれかに該当する場合以外は、本条に基づく商品販売契約の解除を行うことができるという意味である。具体的には以下のとおり。

- ・引渡しを受けてから90日未満の商品であること
- ・商品を再販売していないこと
- ・商品を使用又は消費していないこと（商品の販売を行った者がその商品を使用又は消費させた場合を除く。）
- ・その他政令で定めるとき（特定商取引施行令では、自らの責任で商品を滅失又はき損したときを規定している。以下を参照。）

（商品販売契約の解除を行うことができないとき）

第十条の二 法第四十条の二第二項第四号の政令で定めるときは、連鎖販売加入者の責めに帰すべき事由により、当該商品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときとする。

### 3項の趣旨

1項の解除がなされた場合に連鎖販売業を行う者が連鎖販売契約を解除した連鎖販売加入者に対して請求することができる金額の上限を定めたものである。あくまで上限を規定したものであり、本項に定める額まで請求できる権利を連鎖販売業を行う者に与えたものと解してはならない。

・商品が引き渡されていた場合

以下を合算した額。

契約の締結及び履行のために通常要する費用の額

2項により販売契約が解除された商品に関して既に提供された特定利益の額  
引き渡されたままの（2項により解除されなかった）商品の額

・役務が提供されていた場合

「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」に「当該連鎖販売契約に基づき既に提供された役務の対価に相当する額」を合算した額。

・その他の場合

「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」のみ。

「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」

「契約の締結のために要する費用」としては、書面作成費、印紙税等、「契約の履行のために要する費用」としては、代金の取り立ての費用、催告費用等があるが、これらは実際にかかった「実費」ではなく、「通常要する費用」であり、特殊事情により生じた費用はこれには含まれない。また、中途解約時にこの「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」を請求するためには、契約締結時の書面において「精算に関する事項」としてその内容が明らかにされており、かつ、中途解約の場合には請求することができる旨明示しておくことが望ましい。

4 項の趣旨

2 項の規定により商品販売契約が解除された場合に、商品の販売を行った者が請求することのできる金額の上限を規定したものである。あくまで上限を規定したものであり、本項に定める額まで請求できる権利を商品の販売を行った者に与えたものと解してはならない。

・商品が返還された場合又は商品販売契約の解除が商品の引渡し前である場合

「当該商品の販売価格の十分の一に相当する額」。

・商品が返還されない場合

「当該商品の販売価格に相当する額」。

5 項の趣旨

2 項により商品販売契約が解除された場合、両当事者はそれぞれ原状回復義務を負うこととなり、商品の販売を行った者は、既に受け取っていた商品代金を返還しなければならない。5 項は、その際に商品の販売を行った者が負う代金返還債務につき統括者に連帯して弁済の責任を負わせることとしたものである。

商品の販売を行う者と統括者が異なっている場合、前者には、販売組織に加入している一般の個人などもおり、そのような者が無資力や所在不明であると、大量の在庫を抱えてしまった個人の救済という本規定の目的が果たされなくなってしまう。そのような事態が発生することは本規定を設けた趣旨からも妥当でなく、また、統括者は連鎖販売組織全体を實際上管理運営している立場にあって、個人が大量の在庫を抱えてしまうといったことの発生を防止することも可能であると考えられることから、統括者のこのような責任が規定された。

#### 4. 抗弁権の接続（割賦販売法30条の4（連鎖販売取引））

##### (1)改正の趣旨

「抗弁権の接続」とは、クレジット（分割払い）を利用した取引において、消費者は、販売業者等との間で生じているトラブルを根拠に、クレジット会社からの支払請求を拒否できるようにするものであるが、連鎖販売取引は、形式上事業者間取引であるため、実質的には消費者であっても、連鎖販売契約を解除等した場合において、クレジット会社からの支払請求に応じなければならない状況にあった。

上記のとおり、今回の特定商取引法の改正によって、トラブルの増加している連鎖販売取引について、いわゆる取消しルール及び返品ルールが設けられたところであるが、最近では連鎖販売取引においてクレジットを利用するケースが多くなっており、抗弁権の接続が認められないと、これらのルールを設けた意義が失われることにもなりかねない。そこで、割賦販売法の改正によって、連鎖販売取引においても「抗弁権の接続」を認めることとされたものである。（なお、訪問販売、業務提供誘引販売取引など特定商取引法で規制している連鎖販売取引以外の取引形態については、既にこの「抗弁権の接続」が適用されている。）

##### (2)トラブル事例

ご近所付き合いでホームパーティに呼ばれて行ったところ、突然、矯正下着を扱う連鎖販売取引の勧誘を受けた。「この下着は付けていると効果も抜群だし、絶対儲かるから。」と言われクレジットで40万円分購入した。自宅に戻ると家族に猛反対されたのでクーリング・オフすることにしたが、業者は返金してくれず、またクレジット会社へは代金を払い続けなければならなくて大変困っている。

##### (3)条文解釈

（割賦購入あつせん業者に対する抗弁）

第三十条の四 購入者又は役務の提供を受ける者は、第二条第三項第一号又は第二号に規定する割賦購入あつせんに係る購入又は受領の方法により購入した指定商品若しくは指定権利又は受領する指定役務に係る第三十条の二第一項第二号又は第五項第二号の支払分の支払の請求を受けたときは、当該指定商品若しくは当該指定権利の販売につきそれを販売した割賦購入あつせん関係販売業者又は当該指定役務の提供につきそれを提供する割賦購入あつせん関係役務提供事業者に対して生じている事由をもつて、当該支払の請求をする割賦購入あつせん業者に対抗することができる。

2・3 （略）

4 前三項の規定は、第一項の支払分の支払であつて次に掲げるものについては、適用しない。

一 （略）

二 その購入が購入者のために商行為となる指定商品に係るもの（連鎖販売個人契約及び業務提供誘引販売個人契約に係るものを除く。）

## 【解説】

### 第4項第2号の趣旨

本条は、消費者と販売業者等との間に契約を巡るトラブルが生じている場合に割賦購入あっせん業者からの支払請求を拒絶できるようにすることによって一般消費者を保護するための規定であるので、指定商品の購入が購入者にとって商行為となる場合については適用しない旨規定するものであるが、個人が連鎖販売取引を行う場合（連鎖販売個人契約）については、形式上は「商行為」に該当するものであっても実態上は「消費者取引」として取り扱うべき取引であることから、例外的に本条を適用することとしたものである。

なお、指定権利の購入及び指定役務の受領の場合についても同様である。（第30条の6で準用する第8条）

### 割賦購入あっせん関係販売業者等に対して生じている事由

連鎖販売個人契約について抗弁権の接続が認められるためには、割賦購入あっせん関係販売業者等に対して有する事由が存在することが必要である。

割賦購入あっせん関係販売業者等に対して生じている事由の例としては、連鎖販売取引において契約した商品が引き渡されない場合のほか、連鎖販売取引の勧誘に際し不実告知を受けたことによって誤認をして契約を締結した場合に消費者が当該契約の締結に係る意思表示を取り消した場合や、連鎖販売契約を中途解約しこれに伴って商品販売契約の解除を行った場合などが挙げられる。

### 連鎖販売個人契約

本規制による保護の対象については、ビジネスの経験の乏しい実態上「消費者」として取り扱うべき者に限定するという観点から、「その連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売若しくはそのあっせん又は役務の提供若しくはそのあっせんを店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人」としている。

#### 第4条の3 （略）

##### 2 （略）

- 一 連鎖販売個人契約（特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第三十三条第一項に規定する連鎖販売業に係る連鎖販売取引についての契約（当該契約以外の契約であつてその連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売又は役務の提供に係るものを含む。）のうち、その連鎖販売業に係る商品若しくは権利の販売若しくはそのあっせん又は役務の提供若しくはそのあっせんを店舗その他これに類似する設備によらないで行う個人との契約をいう。以下同じ。）

##### 二 （略）

(メモ)